

やお市政だより

第518号

2

昭和49年12月5日

市の行事

12/11 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所
12 (木)	家児 青少 更生 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / ☆一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所
13 (金)	家児 教育 融資 身障	☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(46年6月生まれの男児) 13.00~14.30 八尾保健所
14 (土)	青少	
15 (日)	結婚 心配	☆近畿交通安全デー
16 (月)	教育 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所
17 (火)	交通 青少 融資	☆出張献血 10.00~15.00 市立病院
18 (水)	家児 教育 行政 人権	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所
19 (木)	家児 青少 職業 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / ☆一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所
20 (金)	家児 教育 融資 身障	☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆3歳児検診(46年6月生まれの女児) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
21 (土)	青少	
22 (日)		☆納税受付 9.00~17.00 収税課、保険課
23 (月)	教育 家児 法律 心配	☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所
24 (火)	交通 青少 融資	
25 (水)	結婚 家児 教育	☆クリスマス ☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30~12.00, 13.00~16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所

《人の動き》

(49年10月末現在)
 総数 253,424 (+185)
 男 127,274 (+62)
 女 126,150 (+123)
 世帯数 77,239 (+31)
 () 内は前月からの増減です。

《新、増築家屋の实地調査》

税務課では、昭和49年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産家屋評価のための实地調査を行っています。

これらの建物は、来年度(昭和50年度)から固定資産税賦課の対象となります。調査員が調査にかがった際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのこまかい説明をしますが、ご不審な点がある場合は、市税務課(電91-3881内線238)までご連絡ください。

なお、この調査は昭和50年1月頃まで行いますのでご協力をお願いします。

《安い費用で挙式できます》

八尾市婦人団体連合会では、新生活運動の一環として、費用が1人につき300円という結婚式場を市立婦人会館で開いています。

この300円の中には衣装代、着付け代、化粧代などが含まれています。

問い合わせは市立婦人会館(本町3-10-10 電22-6185)まで

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも

13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~

16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時

~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律

相談(当日午後0時45分受付)

行政 = 行政相談 いずれも

13時~16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時~ 教

育相談室で

職業 = 高齢者職業相談 10時

~15時 社会福祉会館で

人権 = 人権相談 14時~16時

人権擁護委員会室で

更生 = 更生相談 10時~16時

社会福祉会館で

融資 = 中小企業融資相談 10時

~12時 産業課で

《32m級の消防ハシゴ車 がご目見え》

消防署では、このほど高層建築物の火災にそなえて32メートル級のポンプ付きハシゴ車を購入しました。

これまでの15メートル級屈折ハシゴ車とともにビル火災などに活躍が期待されています。

なお、12月5日(木)午前8時から10時まで、市役所前駐車場でハシゴ車の操法披露を行いますのでご覧ください。

《講演と映画会》

12月4日から10日までの人権週間にちなみ、同和教育推進協議会人権擁護委員会、「同対審答申」完全実施要求国民運動八尾市実行委員会では、次のとおり講演と映画会を開きます。

《講演》

☆とき 12月9日(月)午後1

時~2時

☆ところ 市民ホール

☆演題 差別のなかを生きぬい

て一部落解放の闘いをみんなのもの

に

☆講師 阪本ニシ子氏

《映画》

☆とき 12月9日(月)午後2

時~4時と午後6時30分~8時30

分の2回

☆ところ 市民ホール

☆題名 ジョニーは戦場へ行っ

た

《受・給水槽の水質試験》

マンションなど中高層住宅の給水に使われている受水槽、給水槽は、ふたのすきまからごみなどが入って汚れたり、滞水して細菌が発生することがあります。

保健所では、次の要領で水質試験を行い、受水槽の点検や相談に応じています。

☆採水 受・給水槽の水(採水できないときはシャロの水)約1ℓをよく洗った容器に入れる

☆検査料 細菌検査100円 化学検査1項目につき100円

☆受付 毎水曜日の午前中 八尾保健所で

くわしくは同保健所(清水町1丁目 電22-0661)まで。

《おわび》

11月5日号第3面で、本年度より火災共済についてのみ課税所得控除証明書の交付ができるようになったとお知らせしましたが、本年度についても制度上、証明書の交付はできない旨国から通知がありました。

おわびして訂正します。

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

やお市政だより

第518号

3

昭和49年12月5日

お知らせ

保育所のこと

■来春入所の保育児を募集します

電 91-3881 内線283

市では、来春入所の保育児を次のとおり募集します。

☆申請書の交付 12月20日から各保育所または社会福祉会館内児童課で

☆申請書の受付日程

昭和50年1月14日(火) 荘内保育所(荘内町2-1-27)、八尾隣保館保育所(南本町3-4-5)

16日(木) 山本南保育所(山本町南2-4-5)、仮称堤保育所(堤町1-7)

17日(金) さくら保育園(福万寺町4-14) 仮称緑ヶ丘ふじ保育園(緑ヶ丘1-50)

20日(月) 千塚保育園(千塚150-1)、高安保育所(教興寺222)

21日(火) 母木保育園(恩智77-1)、あけぼの保育園(都塚71)

22日(水) 弓削保育所(志紀町西3-12) 志紀保育園(田井中2-66)、若竹保育園(田井中594)

23日(木) 亀井保育所(亀井町2-4-8) みよし保育園(太子堂2-3-22)

24日(金) 久宝寺保育所(久宝寺2-1-9)、ふじ保育園(山城町5-2-6)、ふじ第2保育園(山城町2-41-16)、久宝まぶね保育園(末広町5-1-12)

西郡、桂、高砂、安中各保育所については後日、お知らせします。

☆申請 必ずお子さんを連れて、保護者が希望の保育所、保育園まで(郵送不可)。ただし、仮称堤保育所は山本南保育所で、若竹保育園は志紀保育園で、ふじ第2保育園はふじ保育園で受け付けます。

時間はいずれも午前10時～午後3時。

このほか、1月26日(日)午前9時～正午の間、児童課で全保育所分を受け付けます。

※ご注意 申請手続きは必ず上記日時までに行ってください。それ以降になりますと、原則として、昭和50年4月1日付け入所の審査対象に含まれない場合があります。また、申請されても家庭の保育状況により入所できなかったり、定員に余裕がなくて待機していただくことがあります。

印鑑登録のこと

■印鑑登録、証明などは居住地の出張所に申請してください

電 91-3881 内線312

印鑑登録、証明など印鑑事務に関する申請は、出張所でしか受け付けできません。本庁で取り扱っている印鑑事務は、本庁周辺地区にお住みの方のみですので、ご注意ください。

なお、居住地がどの出張所に属するのかわかりにならない場合は、市役所市民課までお問い合わせください。

ただし、外国人の方についてはすべて本庁で取り扱っています。

選挙のこと

■選挙人名簿への登録は住民登録をもとに行われます

電 91-3881 内線 523

選挙の際、選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

選挙人名簿への登録は、20歳以上の人で八尾市に住居が作成された日(届け出の日)から引き続き3カ月以上居住している人を対象に、選挙人名簿登録基準日現在で、選挙管理委員会が職権によって行っています。つまり、住民登録をもとに選挙人名簿への登録が自動的になされているわけです。したがって次の点にご注意ください。

1. 正しい住所地に住民登録をしてください。実際の住所と住民基本台帳の住所が違っていると、入場整理券が届かなかったり、投票できなくなる場合があります。

2. 住所を変更した場合、必ず14日以内に市役所(市民課)または出張所まで届け出てください。

3. 住民登録をしていない人は、いますぐ届け出をしてください。お問い合わせは選挙管理委員会まで。

水道のこと

■水道管を凍結から守ってください

電 22-1661

屋外で露出している水道管や水せん柱は寒さのため、中の水が凍って破裂するおそれがあります。本格的な冬の到来を前に、今からナフ、布、ポリエチレンテープなどを巻き、水道管を保護しましょう。

水道局では、簡単に水道管の保護ができる保温テープをお供しています。値段は1m65円です。ご入用の方は水道局までおこしください。

なお、水道管が凍りついて水が出なくなったときは、ぬるま湯で徐々に温めてください。急に熱湯をかけると管が破裂することがありますのでご注意ください。

職業訓練生のこと

■職業訓練生を募集しています

電06-721-7631(職業訓練校)

大阪総合高等職業訓練校では次のとおり職業訓練生を募集しています。

☆対象 来春3月卒業の中、高校生

☆募集科目 入校資格中卒以上(訓練期間2年)＝めっき、鑄造、塗装、溶接、配管、電子機器、板金、電気工事、機械、自動車整備の各科 入校資格高卒以上＝機械設計、公害防止検査、電子計算機の各科(以上訓練期間1年)、港湾運輸科(訓練期間2年)

☆応募締め切り 昭和50年1月16日(木)

☆選考日 昭和50年1月21日(火)

くわしくは、職安また訓練校まで。

歳末助け合いのこと

■歳末助け合い運動にご協力ください

電 91-1161

思いやりと助け合いの心を呼びおこし、みんなそろって明るいお正月を迎えられるよう歳末助け合い運動にご協力ください。

ことしも12月1日から年末まで各戸に義捐金袋を回したり、社会福祉協議会(本町2丁目 社会福祉会館内)に募金窓口を設けますので、みなさんの暖かい思いやりと少しの節約で、この運動にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、集まった善意は12月25日頃に生活保護世帯、長期入院患者、貧困世帯、寝たきり独居老人、里子、交通遺児などに配分されます。

成人祭のこと

■市教委では、はたちの声を募集しています

電 91-3881 内線482

市教委では、来年1月15日に成人祭をむかえる人たちの「はたちの声(作文)」を募集しています。

☆応募できる人 昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた市内在住者

☆字数 400字づつ原稿用紙3枚以内

☆内容 とくに制限はありませんが、成人になった感想、決意、社会観などを書いてください。

☆締め切り日 12月21日

☆提出 教育センター内社会教育課(清水町1-1-6)まで。郵送可。

防犯のこと

■「歳末の犯罪」をなくし、明るい新年を迎えましょう

電 92-1234

八尾警察と防犯協議会では、師走の町から犯罪を追放し、明るい新年を迎えるため、「歳末の犯罪をなくす運動」を実施し、次のことばを呼びかけています。

☆戸締まり設備を整備、強化しましょう

☆家を留守にするときは、隣近所でよく頼みあいましょう

☆金融機関で大金を出し入れするときは、スリ・引ったくりにあわないよう十分注意しましょう

☆暴力を受けたり、見かけたときは、すぐ110番しましょう

☆未成年者の飲酒、喫煙、シンナー遊びを見かけたら、「やめなさい」と愛の一声をかけましょう

☆歩行者、運転者とも交通ルールを守りましょう

☆過激派集団にご注意ください。不審な品物にはさわらず、手配に似た人物を見かけたら110番を

市史のこと

■八尾市史(近代)「史料編Ⅱ」ができました

電 91-3881 内線 488

市史編さん室では、このほど明治から昭和までの八尾市の産業に関する史料を集めた「八尾市史(史料編Ⅱ)」を発行しました。

市では、これまで「八尾市史」とこれに関する「八尾市史、史料編」を発行していましたが、くわしい解説は江戸末期までしかなく明治以降の「近代編」の発行を望む声が多かったので編集されたものです。

大きさはA5版、540ページで、市制施行20周年の1968年までの100年間にわたる「農業」「商業」「工業」についての史料244件が収録されています。

具体的には、近代紡績の出現で没落していった河内木綿に関するもの、市内の女子労働力を利用して発展したブラシ産業に関するものなどがあり、郷土研究者にとって貴重な史料といえます。

編さん室では、このあと史料編として行政関係の「史料編Ⅰ」、文化関係の「史料編Ⅲ」などを発行する予定です。

なお「史料編Ⅱ」は市史編さん室(清水町1丁目 教育センター内)で、1部2,800円でおわけしています。

浄化槽のこと

■し尿浄化槽の清掃は専門業者に委託してください

電 91-3881 内線361

し尿浄化槽は微生物を利用して排せつ物を分解、浄化する装置です。ところが、使用を開始して日がたつにしたがって、この浄化槽に汚い(カス)がたまってきます。この汚いカスが一定量に達すると、微生物の働きが悪くなり、槽の機能がマヒします。その結果、悪い水を出したり、悪臭を発生したりしてご近所に変な迷惑をかけることとなります。

したがって、このような状態になる前に必ず清掃をしなければなりません。この清掃は市の許可を得た専門業者以外では取り扱うことができません。市では、下記の業者に許可していますので、必ず契約を結んで浄化槽の清掃、維持管理をしてください。

【許可業者】

- 八尾市清掃協同組合(電94-2191)
- 八尾市浄化槽清掃センター(電41-6155)
- 八尾市環境衛生会社KK(電41-0582)
- 八光興業KK(電98-2773)





やお市政だより

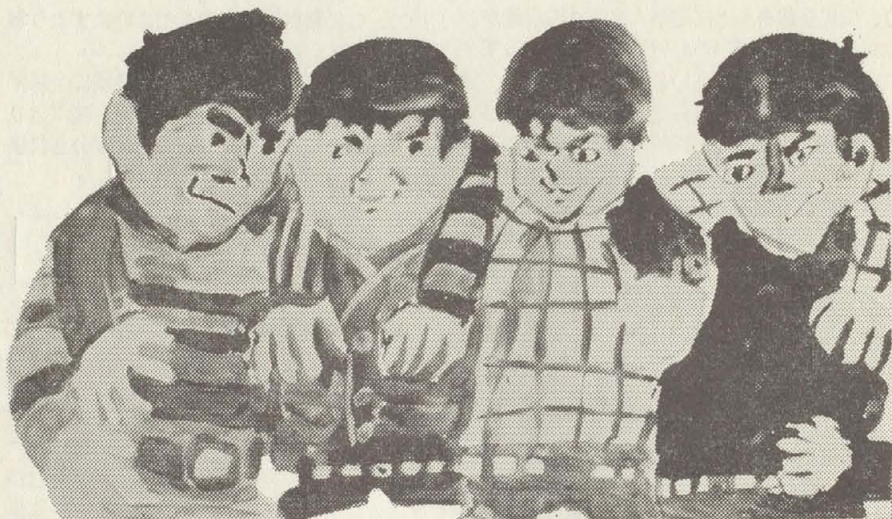
人権週間特集

12月4日～10日は人権週間です。これは「世界中のだれもが等しく、自由な生活をする権利を有する」という人権宣言が、1948年12月10日に国際連合総会で採択されたことになんて設けられたものです。

この機会を通して、人類普遍の原理である人間の自由と平等、基本的人権にかかわる同和問題について考えてみましょう。

みんなのために みんなできずこう 差別なき明るい社会

人権週間 12月4日～10日



によって、働きたいと願う人たちの採否を判定するもので、明らかに差別につながるものです。憲法で保障された基本的人権、とくに就職の機会均等を保障する権利を奪うものです。被差別部落の人たちが、安定した職業につくことをはばんできたことが、今なお部落差別を残す大きな原因になっていたのです。

私たちは、こうした人権侵害をつくり出す社会の事実やしくみに目を向けなければなりません。

ところで、「もう差別はなくなっているのに……」「部落、部落というから差別されるのではないか」「そっとしておけば差別はなくなる」「何も知らない人に部落問題を教えるから差別がなくなる」といった、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。本当にそっとしておけば、差別はなくなってしまうのでしょうか。このような考え方が正しければ、遠くの昔に今日の部落差別はなくなっているはずですが。ところが、現に部落差別は存在してきました。それは「そっとしてきた」ことが誤りであったのです。明治以来、今日まで100余年間の歴史が証明しているのです。

このほか、部落差別だけでなく、財産の多寡などによって人間のねうちを評価したり、身体障害者であるが故に差別したりする人もいます。また、職業によって人間を差別する人など、私たちの身のまわりには多くの人権侵害・予断・偏見にかかわることが見逃がされ、さらに再生産されたりしています。

私たちはこのような差別の現実をとらえ、なくするとともに単に現象面だけでとらえるのではなく、その事実を歴史的・社会的・科学的にとらえ、本質を究め、その解決の方向を見い出さなくてはなりません。

こうした部落差別をはじめ、すべての差別をなくしていくためには、ひとりひとりが「自分もしあわせに生きたい」と願う自らの基本的人権に目ざめ、「みんながともにいのちとくらしを守りきる」人間の連帯感を高めねばなりません。そして、人権尊重の原則に根ざした「ともに差別を許さない運動」として取り組むものでなくてはなりません。同情的な考え方や融和的な妥協で解決しようなどというのではなく、差別を許さない社会の一員として、正しい認識と自覚の上に出て、ともにその方途を見い出していかなければなりません。

人権週間にあたり、私たちは自らの生活の中で差別を点検し、差別のない明るい八尾市を築くため、みんなで努力しようではありませんか。

日本国憲法には、第11条＝「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。」第13条＝「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」第14条＝「すべて国民は、法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と明記されています。

この憲法の条文中に「すべての国民……」とか、「何人も……」といわれていることはすべての国民ひとり残らず基本的人権を有していることを指し示しています。そして、第12条＝「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならない。」とうたっています。

私たちは、いつでも、どこでも、どんな立場にあっても「しあわせに生きていく権利」をもっています。その権利を、お互いの努力によって守り合っていくというのが基本的人権尊重の精神です。この人間本来の生きる権利＝基本的人権が阻害され、侵されて生きていく誇りを傷つけられることが「差別」であります。

差別は、いろいろな形であらわれていますが、その中で最も不合理で、前近代的な封建差別身分遺制による差別問題が、今日の部落問題であるといえます。

同和对策審議会答申（昭和40年8月）には次のように述べられています。

「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば市民権、自由の侵害にほかならない。……これらの市民権と自由のうち、職業選択の自由すなわち就職の機会均等

が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら……同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、職業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道をはばむ要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。」

被差別部落の人たちは、今なお主要な生産関係から除外され、市民権である就職の機会均等を保障される権利がおかされています。このことが、まさに部落差別の本質であることをこの答申は明らかにしています。

被差別部落の人たちは、差別の結果、臨時工・社外工など、何の保障もない常に不安定な仕事にしかつづくことができませんでした。そのため、生活は不安定となり、子どもたちが教育を受ける権利も保障されていなかったのです。このような差別がもたらす悪循環を早急に根絶することが必要なのです。このことは、同和問題を正しく認識する上で最も重要なことであり、同時に同和問題解決の中心的課題であります。

総理府が、昭和48年12月に発表した「同和对策の現況」によると、昭和47年度中に全国の法務局の特設人権相談所で取り扱った差別事件は、31,608件にものぼっています。しかしこれはほんの一部であり、実態はもっと多数であると推定されます。

小・中・高校、大学などで被差別部落の人たちを蔑視する差別があったり、生徒たちが予断と偏見にみちた認識から、被差別部落の友人を差別したりする事例があつと絶ちません。また、新聞・テレビ・出版物など、マスコミでの差別発言や差別表現も多くみられます。このような行為は、不当にも基本的人権を侵害し、同和問題の解決（＝国の責務であり、同時に国民的課題である）をまっこうから否定するものです。

就職に関する差別事件も多くみられます。社員を採用するとき、いわゆる「身元調査」や戸籍調べを行い、被差別部落出身者であるかどうかを調べています。このような調査は日本国憲法をふみにじり、本人の能力、可能性、適性、意欲とは関係のないことから

れてきた老人会の教養学習の様子などが話されました。各団体では「参加されない方々の啓蒙をどうするか……この対策を考えねばならない」という問題が提起されました。また、同和問題を正しく理解するためには、地区との交流を深め

差別の現実に学び、我々自身が差別を見抜き許さない自覚と認識を高めて「人権」に対する見方考え方をとぎすますことが大切であると述べられました。この研修についても団体幹部

だけの研修にとめることなく、学び得た成果を各地元の方々に充分浸透するよう取り組むとともに、「市政だより」でPRすることも

必要であると強く述べられました。学校だけでなく家庭でも同和問題について話し合いの場をつくるのが大切であると話されました。そして同和問題だけでなく、すべての人権問題についても目を向け、人権感覚、人権意識、人権認識をとぎすまそうと呼びかけられていました。

今後の同和教育の推進啓蒙については自分たち自らの問題として各地元での取り組みを強め、研修を深め実践を積み上げていくことになりました。

訂正 前号の研修会報告のなかで「同和对策事業について8割補助があることを市民に知らせるべきだ」との意見がありました。実際には全体として8割補助となっていないので、市では実質8割助成されるよう国、府に強く要望しています。

■同推協一泊研修会の報告(その2)

今回は、研修会で「今後同推協としてどう取り組むべきか」についていろいろと話し合われた意見や要望をお知らせします。

研修会で討議が深まるなかで、各団体の参加者は「より一層全市民的に同和教育の推進に努めなければならない」という自覚と意欲に燃え立たれ、各団体が自らの組織を通して「この高まりのもとに市民ひとりひとりの問題として、全市民的に啓蒙していかなければならない」と強調されました。特に高齢者層の取り組みでは福祉センターで開かれている地区交流会の取り組みや、同和問題の学習をさ

しあわせを築く道

部落解放をめざして

⑮